

扶養控除が見直しされました

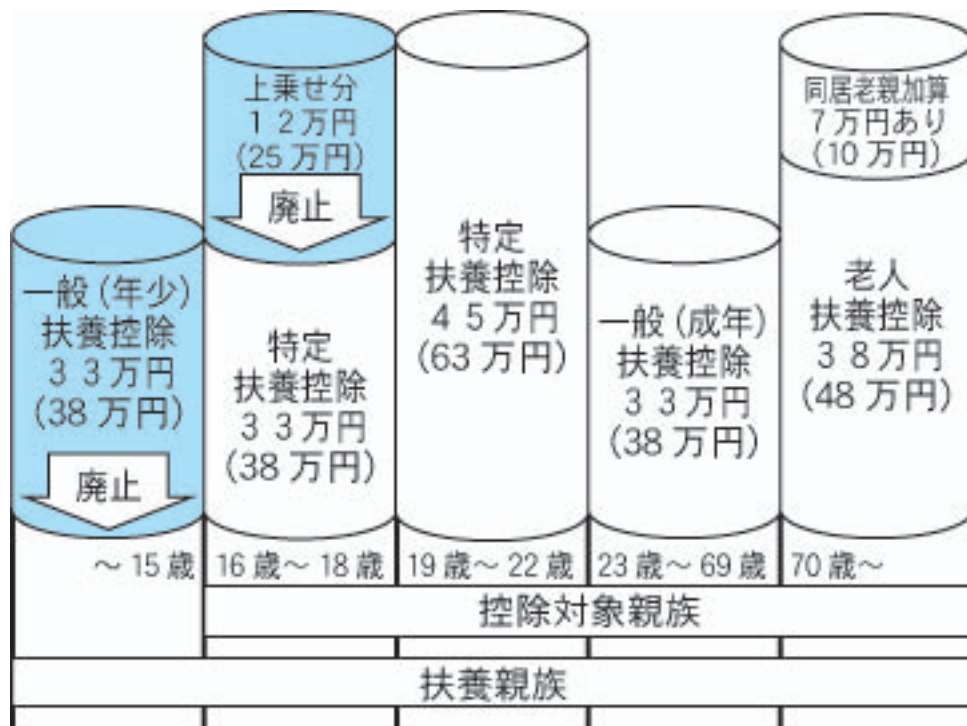
住民税・所得税の扶養控除が一部廃止されました

税制改正により、住民税（町民税・道民税）及び所得税を計算する際に所得から控除される「扶養控除」が一部改正されました。

16歳未満の扶養親族に係る「扶養控除」が廃止されます。

特定扶養親族（16歳以上23歳未満の扶養親族）のうち16歳以上19歳未満の扶養親族に限って控除額が縮小されます。

住民税は平成24年度から、所得税は平成23年分から適用されます。



（ ）内は、所得税の所得控除額です。

（モデルケース）年収360万円（給与）夫婦子供2人（17歳、14歳）の場合

改正前 所得税 8,500円 住民税 37,500円

改正後 所得税 40,000円 住民税 91,500円

社会保険料40万円、配偶者控除該当の場合で試算

扶養控除のうち同居特別障害加算は、障害者控除に同額が加算され、引き続き措置されます。

住民税は、扶養親族の人数で非課税限度額を算定するため、16歳未満でも申告すると住民税のうち所得割または均等割がかからなくなる場合があります。（サラリーマンの方は、年末調整の際に「扶養控除等申告書」に記載してください。）

詳しくは、税務課税務係（57 - 5111 内線 243）にお問い合わせください。



蘭越ひばり幼稚園リズム発表会

11月13日
 写真左から「ありんこのアリー」、「ふゆのプレゼント」、「おもちゃのチャチャチャ」、「ともだちラララ」



蘭越保育所発表会

11月27日 写真左から「なるうげにんじゃ なるうげにんじゃ」、「ごろんごろんころろろろ」、「ピノキオの冒険」、「お江戸はカーニバル」



目名保育所発表会

11月13日
 写真左から「ミッキーマウスマーチ」、「サンサンたいそう」、「そんごくう（火えんざんの巻）」



昆布大谷幼稚園学芸会

11月20日
 写真左から「会いたかった」、「年下の男の子」、「いなかのねずみと町のねずみ」

